

## 保育園看護職として病児・病後児保育への提言

—— 子どもの病気対応と保護者の就労支援のために ——

全国保育園保健師看護師連絡会運営委員会

子どもの健康を考えると、乳幼児期はさまざまな感染を繰り返しながら成長するといっても過言ではないでしょう。丈夫に健康に育つためには、生命を脅かされない程度の感染を乗り越え、病気への免疫力・抵抗力を高める過程は必要なことです。しかし、ある程度の抵抗力・体力の備わらない乳児が集団で保育されている保育園では、個々の子どもへのリスクは非常に大きいと思われます。そうしたことから、子どもが病気のと看気兼ねなく休暇が取れるような職場環境を社会的に整えることが、ぜひとも必要と思われます。

保育の現場では、日々感染症に悩まされる子どもたちがいます。突発的な発熱などの急性期の子どもたち、また、急性期を脱していないと思われる症状の子どもも多くいます。その場合、保護者の迎えまでの数時間を、症状の変化を慎重に観察し安全に配慮し看護することが必要です。また他児への感染予防からも別室での保育が必要な場合も多くあります。回復期であれば、その子ども自身のペースで生活ができ、必要な食事面の配慮を受け、安心できる静かな環境が必要です。

しかし、現実の保育園では医務室や保健室の設置は必ずしも独立してつくられておらず、事務室と兼ねているか、設置されていても設備や空間などが不十分で、病気の子どもが過ごすことができるように整っているわけではありません。人的な面でも看護職などの加配がないため、設備があっても活用されていないところが多くあります。看護職は全国の認可保育園の2割程度の配置です。症状の悪化や全身状態の不良、急変の危険を察知するなど専門的な判断や対処が多くのところでは難しいのが現状です。

病児・病後児保育には医院や病院の併設型、単独型、保育園併設型などさまざまなタイプがあり、それぞれに特徴があります。保護者からは実際に利用して助かっている、まだ使っていないが、いざというときの選択肢が増え安心だという声も多くあります。ただ、施設数が少ないため自宅から遠い、全く初めての環境で子どもを預けるのが不安という声も聞かれます。慣れた環境である現在通園している保育園で病児・病後児保育をしてほしいという要望が多く聞かれます。

また、子どもの病気は急性期、回復期、再発など明確に分けがたく、はっきりした急性期は別として実際の場面では病児か病後児なのかは分けがたいと思われます。急性期を脱したかどうか、病気の後いつから預けるかは、子どもの様子だけでなく、保護者が仕事の都合なども考慮して判断するため、実際の子どもの病状からすると早すぎる登園になっている場合はよくあることです。

このように、現実の保育現場からみると、子どもの病気や回復期の保育は切り離して考えるのではなく連続してとらえ、子どもの立場に立った環境や設備を整える必要があると考えます。発病すると別室で安静にできる場所があり、お迎えまでの間必要な看護を受け、通常保育に入るまでの回復期には自分のペースで生活できる、そうした保育が行われるような配慮が必要です。感染や発病の機会が他の年齢より格段に多い乳幼児期の子どもたちにとって、そうした配慮は日常的に必要と思われます。

以上、子どもの健康を守り、子どもの立場に立った病気への対応を充実させ、保護者の就労を支援するために、以下のように提言したいと考えます。

## **I 子どもの看護休暇制度を普及し実際に即して充実させる**

一歳前後で初めて集団保育に入った乳幼児は、最初の1～2年間は「感染のシャワー」といわれるほど多くの感染の機会にさらされ病気が多い。こうした集団保育の特性を考慮した家庭看護のための休暇制度を社会全体で支援できるように普及・拡充させる。

## **II 発病や回復期にある園児が安心して過ごすことができるような人的配置及び設備環境を整える**

### **1. 病後児保育制度をさらに充実させる**

特に保護者が利用しやすい保育園併設の病後児保育拡充のためには、園内の子どもを対象とした病後児保育も可能となるよう、今ある制度をさらに拡充する。

### **2. 全ての保育園に看護職を置き、保育士も含めた病児・病後児保育の研修を行う**

### **3. 学校保健法に準ずる現状の登園基準から、さらに乳幼児保育に適した登園基準をつくる**

子どもの年齢の特殊性を考慮し、その子どもの療養・看護の必要にも視点をおいた登園基準をつくる。保護者の希望があれば主治医の意見書をもって、それぞれの病後児保育を利用できるよう連携体制を整える。

### **4. 保育園で発病した場合、感染予防にも配慮し一時的に別室(保健室など)で保育できるよう設備を整える**

急な発病などについては保護者の迎えまで嘱託医と連絡しながら保育する。

### **5. 急変時の対応のため医療機関との連携体制を整備する**

(2006年12月23日作成)